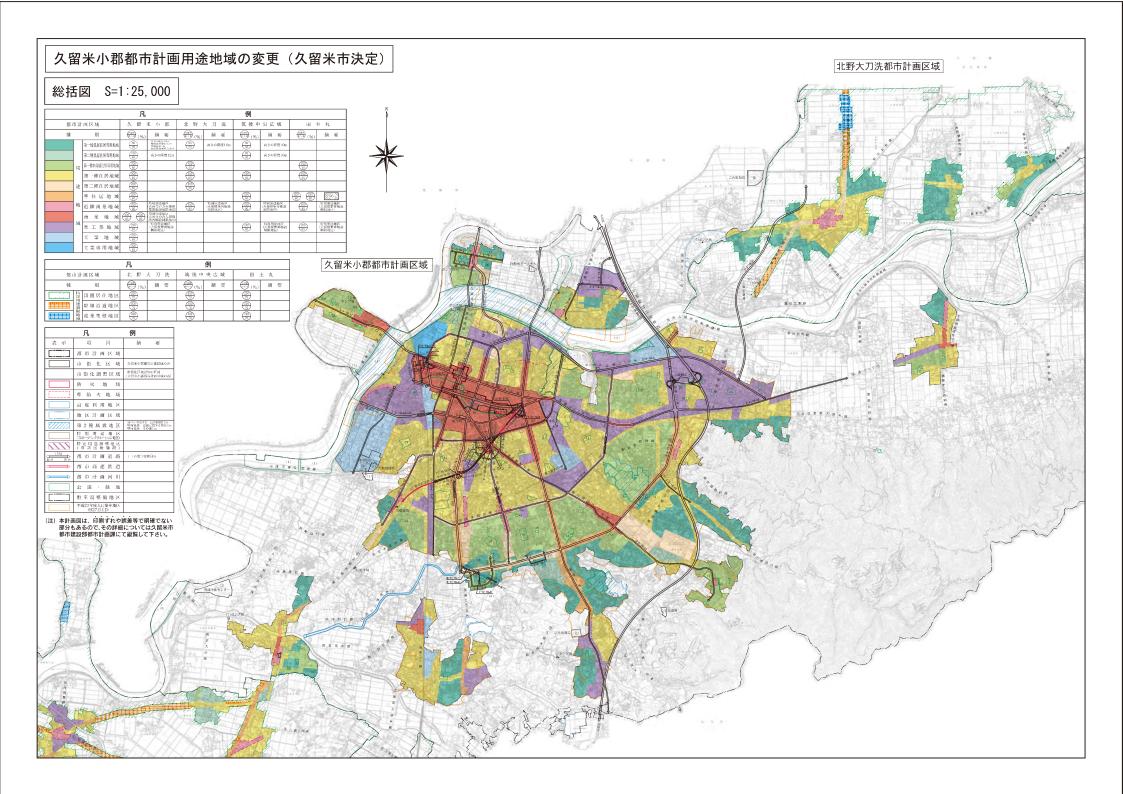
久留米市都市計画審議会会長 殿

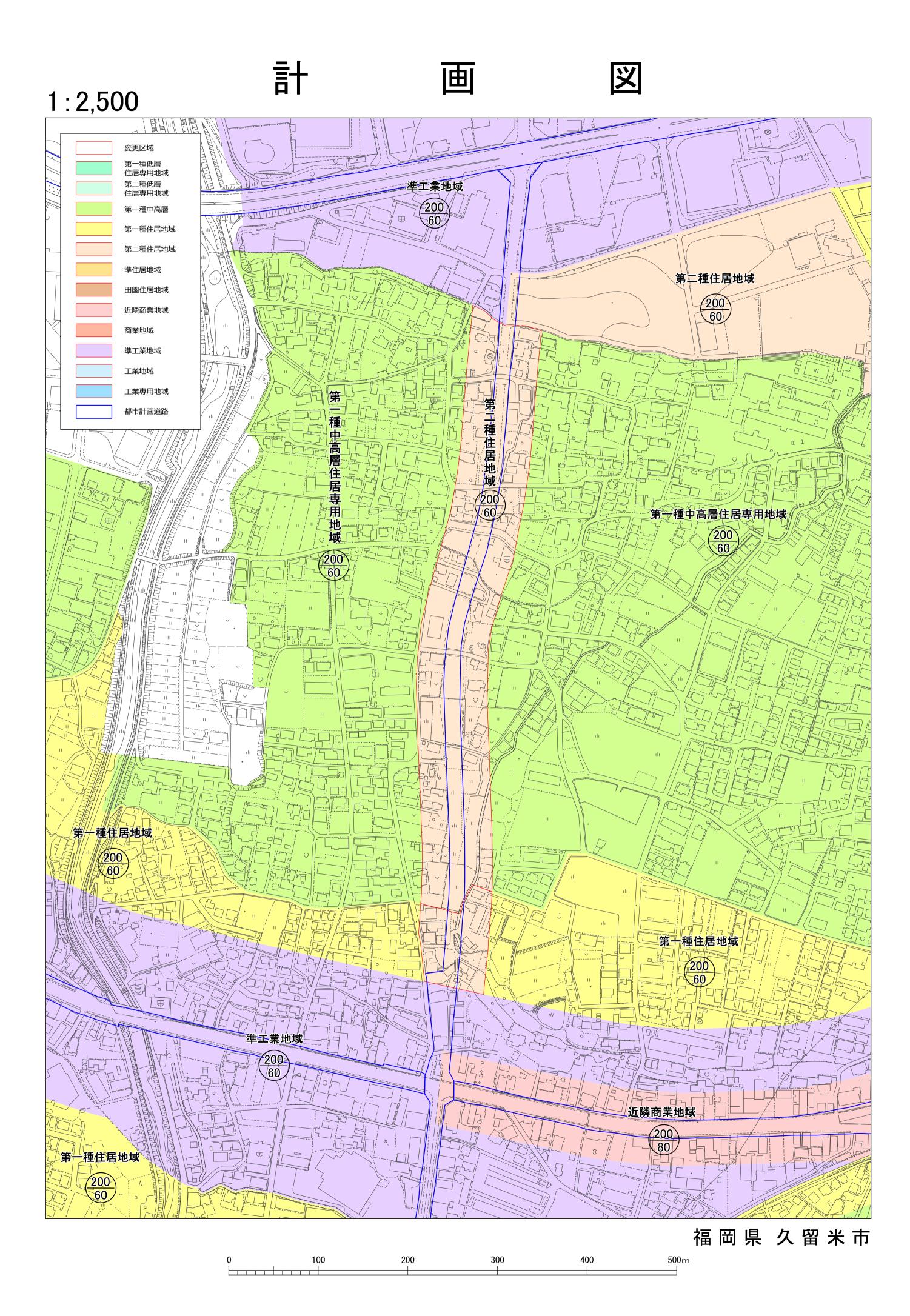
都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、 次の事項について付議します。

久留米小郡都市計画用途地域の変更(久留米市決定) について

令和4年9月1日

久留米市長 原口 新五





## 計 画書

## 久留米小郡都市計画用途地域の変更(久留米市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積		建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの 限度	備考
第一種低層住 居専用地域	約	443 ha	8/10以下	5/10以下	1.0 m	165 m²	10 m	12.2%
第二種低層住 居専用地域	約	26 ha	10/10以下	6/10以下	_	_	12 m	0.7%
第一種中高層 住居専用地域	約	634 ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	17.4%
第一種 住居地域	約	1,097 ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	30. 2%
第二種 住居地域	約	201 ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	5.5%
準住居地域	約	140 ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	3.9%
近隣商業地域	約	42 ha	20/10以下	8/10以下	_	_	_	1.2%
商業地域	約約	271 ha 19 ha	40/10以下 50/10以下	8/10以下 8/10以下	_	_	_	7. 5% 0. 5%
小計	約	290 ha						8.0%
準工業地域	約	565 ha	20/10以下	6/10 以下	_	_	_	15.5%
工業地域	約	170 ha	20/10以下	6/10 以下	_	_	_	4.7%
工業専用地域	約	27 ha	20/10以下	6/10 以下	_	_	_	0.7%
合 計	約	3,635 ha	_	_	_	_	_	100.0%

「種類、位置及び区域は計画図の表示のとおり」

## 理由:

当該整備区間は、住居系用途地域を広範囲に指定し、良好な住環境の形成を図ってきました。この度、新たに本市の骨格となる幹線道路が供用開始するため、後背地に広がる住環境を保全する必要があります。

そのため、都市計画道路端から30mの区間を現在の第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域から第二種住居地域へ変更するものです。